



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 規則

- 大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則(会計課)..... 4
- 大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則(保険医療課)..... 4
- 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則( // )..... 5
- 大和高田市農業委員会の委員等の実績報酬の支給に関する規則(人事課)..... 10
- 大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則(企画広報課)..... 11
- 大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則(介護保険課)..... 12
- 大和高田市公印規則の一部を改正する規則(財産管理課)..... 12

### 訓令

- 大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱(財産管理課)..... 13
- 大和高田市制裁規程の一部を改正する訓令(企画広報課)..... 15
- 平成31年度大和高田市児童家庭相談システム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(児童福祉課)..... 16

### 告示

- 平成30年度大和高田市一般会計補正予算等の要領の公表(財政課)..... 17
- 大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する告示(保険医療課)..... 22
- 大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示(地域包括支援課)..... 23
- 収納事務委託の告示(生活安全課)..... 24
- 収納事務委託の告示(収納対策室)..... 24
- 指定代理納付者の指定の告示( // )..... 25
- 放置自転車等の移動、保管(生活安全課)..... 25
- 収納事務委託の告示(市民課)..... 26
- 指定納付代理者の指定の告示(企画広報課)..... 27
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表(市民課)..... 27
- 公示送達(保険医療課)..... 28
- 放置自転車等の処分(生活安全課)..... 29
- 公示送達(収納対策室)..... 29
- 公示送達( // )..... 30

### 公告

- 農用地利用集積計画の縦覧(産業振興課)..... 30
- 農用地利用集積計画の縦覧( // )..... 30
- 大和高田市緑の基本計画策定業務委託に関する条件付一般競争入札公告(契

約監理室).....	30
○本郷大中線行政代執行計画検討及び執行支援業務委託に関する条件付一般競争入札公告(契約監理室).....	33
○大和高田市橋梁定期点検業務委託(その1)に関する条件付一般競争入札公告(〃).....	36
○大和高田市橋梁定期点検業務委託(その2)に関する条件付一般競争入札公告(〃).....	38
<b>教育委員会</b>	
○学校教育法施行細則及び大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課).....	41
○大和高田市教育委員会4月定例委員会の招集(〃).....	43
<b>選挙管理委員会</b>	
○選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会).....	44
○選挙管理委員会の招集(〃).....	44
○平成31年4月21日執行の大和高田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所等(〃).....	44
○平成31年4月21日執行の大和高田市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所等(〃).....	45
○平成31年4月13日現在における大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等(〃).....	45
○大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙の執行(〃).....	45
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙運動用の支出制限額(〃).....	45
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙に使用する投票用紙の色(〃).....	46
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市議会議員選挙に使用する投票用紙の色(〃).....	46
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙に使用する政治活動用ポスターの証紙(〃).....	46
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所(〃).....	46
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるくじ.....	47
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における大和高田市期日前投票所(〃).....	47
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者の選任(〃).....	47
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所(〃).....	47
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票所(〃).....	48

○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者( )	48
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙会の日時及び場所( )	48
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における開票の事務( )	48
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における投票及び開票の順序( )	48
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理する者( )	48
○選挙管理委員会の招集( )	49
○選挙管理委員会の招集( )	49
○平成31年4月21日執行の大和高田市長選挙における当選者( )	49
○平成31年4月21日執行の大和高田市議会議員選挙における当選者( )	50
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長印( )	50
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長の事務取扱場所( )	50
○平成31年4月7日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき日時及び場所( )	50
○平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙において候補者として届出のあった者( )	51
○平成31年4月21日執行の大和高田市長選挙における無投票の告示( )	51
<b>農業委員会</b>	
○大和高田市農業委員会の会議の招集(農業委員会)	51
○大和高田市農業委員会の会議の招集( )	51
<b>公営事業</b>	
○水道料金及び下水道使用料の収納事務の委託(水道総務課)	52
○水道料金及び下水道使用料の収納事務の委託( )	52
○大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定( )	52
○高5枝東中2丁目地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)・配水管布設替工事(S03)に関する条件付一般競争入札公告(下水道課)	53
○高4枝磯野北町地内管渠工事(13)・給配水管移設工事(G13)に関する条件付一般競争入札公告( )	55
○配水管布設替工事(S02)に関する条件付一般競争入札公告( )	58

**規 則****規則第11号**

大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則

大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則(平成21年規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「(児童ホーム保育料及び水洗便所改造資金貸付償還金の口座振替は南都銀行のみの取扱いとなります。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の規定により作成された用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**規則第13号**

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市養育医療の給付に関する規則(平成25年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第9条中「徴収基準額表(別表)の世帯の階層区分に応じて」を「別表に」に改める。

別表備考に次のように加える。

- 7 次のいずれかに該当する者であって当該事実を明らかにすることができる書類を提出したもののについては、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得の合計額をいい、1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。
  - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。)に限る。)を有するもの(次号に掲げる者を除く。)
  - (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
  - (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- 8 備考7の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、備考1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考7第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、

備考7第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、備考7第2号における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、備考7第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表備考の7及び8の規定は、平成30年7月1日から適用する。

規則第14号

大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則（平成8年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「証明書」を「受給資格証」に改め、同条中「規定による証明書」を「受給資格証」に改める。

第4条の見出し中「証明書等」を「受給資格証等」に改める。

第7条第1項第1号中「住所又は」を削る。

第7条の2第1項中「条例第9条」の次に「の規定」を加え、同条第2項中「同条」を「条例第9条」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

(表)

乳幼児医療費受給資格証		現物
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住 所	奈良県大和高田市
	氏 名	
	生 年 月 日	
一部負担金	通 院	
	入 院	
	調 剤	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

発行機関名 及び印	奈良県 大和高田市長
交付年月日	年 月 日
(注) 奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付方式の対象となりません。医療保険制度における自己負担額を支払い、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。	

(裏)

ご 使 用 上 の 注 意 事 項

1. この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
2. 奈良県内の医療機関等で受診される時は、「健康保険証」にこの証を添えて、保険医療機関（病院や診療所や調剤薬局）に必ず提示してください。
3. 奈良県内の保険医療機関で受診される時は、一部負担金額のみをお支払いください。
4. 奈良県外の保険医療機関で受診される時は、一旦保険の自己負担金を支払い、医療費助成金交付請求書（市役所にあります）に領収書を添付して申請してください。添付する領収書は、受診者名、受診年月日、保険点数、保険適用金額、発行医療機関名、領収印の記載のあるものに限ります。
5. 住所、氏名、健康保険証に変更のあったときは、14日以内に市長に届け出てください。
6. 高額療養費の対象となる診療分、コルセット装着の療養費払いの請求については、事前に問い合わせてください。
7. 次の場合は、この証を速やかに市長に返してください。
  1. 転出された時
  2. 有効期間が満了した時
  3. 保険の資格がなくなった時
  4. その他受給要件に該当しなくなった時
8. この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
9. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

(大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成8年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「証明書」を「受給資格証」に改め、同条中「規定による証明書」を「受給資格証」に改める。

第4条の見出し中「証明書等」を「受給資格証等」に改め、同条第1項中「以下「受給資格証」という」を「条例第4条の2第2項の対象者にあつては、ひとり親家庭等医療費受給資格証 現物（様式第3号）」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第5条中「条例第3条」を「条例第4条の2第1項」に、「様式第4号」を「様式第5号」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第6条第1項中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第8条第1項第1号中「住所又は」を削る。

第8条の2第1項中「条例第6条の2」の次に「の規定」を加え、「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「同条」を「条例第6条の2の規定」に、「様式第8号」を「様式第9号」に改める。

第9条中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

様式第9号を様式第10号とし、様式第3号から様式第8号までを1号ずつ繰り下げ、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

（表）

ひとり親家庭等医療費受給資格証		現物
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	奈良県大和高田市
	氏名	
	生年月日	
一部負担金	通院	
	入院	
	調剤	
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名及び印		奈良県 大和高田市長
交付年月日		年 月 日
（注）奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付方式の対象となりません。医療保険制度における自己負担額を支払い、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。		

(裏)

## ご使用上の注意事項

1. この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
2. 奈良県内の医療機関等で受診される時は、「健康保険証」にこの証を添えて、保険医療機関（病院や診療所や調剤薬局）に必ず提示してください。
3. 奈良県内の保険医療機関で受診される時は、一部負担金額のみをお支払いください。
4. 奈良県外の保険医療機関で受診される時は、一旦保険の自己負担金を支払い、医療費助成金交付請求書（市役所にあります）に領収書を添付して申請してください。添付する領収書は、受診者名、受診年月日、保険点数、保険適用金額、発行医療機関名、領収印の記載のあるものに限りします。
5. 住所、氏名、健康保険証に変更のあったときは、14日以内に市長に届け出てください。
6. 高額療養費の対象となる診療分、コルセット装着の療養費払いの請求については、事前に問い合わせてください。
7. 次の場合は、この証を速やかに市長に返してください。
  1. 転出された時
  2. 有効期間が満了した時
  3. 保険の資格がなくなった時
  4. その他受給要件に該当しなくなった時
8. この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
9. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

(大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則（平成8年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「証明書」を「受給資格証」に改め、同条中「規定による」を「受給資格証」に改める。

第4条の見出し中「証明書等」を「受給資格証等」に改め、同条第1項中「以下「受給資格証」という」を「条例第4条の2第2項の対象者にあつては、心身障害者医療費受給資格証 現物（様式第3号）」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第5条中「様式第4号」を「様式第5号」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第6条第1項中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第8条第1項第1号中「住所又は」を削る。

第8条の2第1項中「条例第8条」の次に「の規定」を加え、「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「同条」を「条例第8条の規定」に、「様式第8号」を「様式第9号」に改める。

様式第9号を様式第10号とし、様式第3号から様式第8号までを1号ずつ繰り下げ、様式第2

号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第4条関係)

(表)

障		心身障害者医療費受給資格証	現物
公費負担者番号			
受給者番号			
受給者	住所	奈良県大和高田市	
	氏名		
	生年月日		
一部負担金	通院		
	入院		
	調剤		
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
発行機関名及び印		奈良県 大和高田市長	
交付年月日		年 月 日	
(注) 奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付方式の対象となりません。医療保険制度における自己負担額を支払い、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。			

(裏)

ご使用上の注意事項  1. この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 2. 奈良県内の医療機関等で受診される時は、「健康保険証」にこの証を添えて、保険医療機関(病院や診療所や調剤薬局)に必ず提示してください。 3. 奈良県内の保険医療機関で受診される時は、一部負担金額のみをお支払いください。 4. 奈良県外の保険医療機関で受診される時は、一旦保険の自己負担金を支払い、医療費助成金交付請求書(市役所)にありま
--

<p>す)に領収書を添付して申請してください。添付する領収書は、受診者名、受診年月日、保険点数、保険適用金額、発行医療機関名、領収印の記載のあるものに限ります。</p> <p>5. 住所、氏名、健康保険証に変更のあったときは、14日以内に市長に届け出てください。</p> <p>6. 高額療養費の対象となる診療分、コルセット装着の療養費払いの請求については、事前に問い合わせてください。</p> <p>7. 次の場合は、この証を速やかに市長に返してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 転出された時</li> <li>2. 有効期間が満了した時</li> <li>3. 保険の資格がなくなった時</li> <li>4. その他受給要件に該当しなくなった時</li> </ol> <p>8. この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。</p> <p>9. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。</p>	
--	--

附 則

この規則は、平成31年8月1日から施行する。

**規則第15号**

大和高田市農業委員会の委員等の実績報酬の支給に関する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市農業委員会の委員等の実績報酬の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号。以下「条例」という。）別表第1に定める農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）の実績報酬の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象活動)

第2条 実績報酬の支給対象となる活動は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の1（1）及び2（1）に規定する活動とする。

(実績報酬の額)

第3条 実績報酬は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 要綱による農地利用最適化交付金（以下「交付金」という。）のうち、要綱に規定する活動実績に応じて交付された交付金の額を委員等の活動時間に応じ算定した額

(2) 交付金のうち、要綱に規定する成果実績に応じて交付された交付金の額を委員等の人数の合計で除した額。ただし、年度途中で就任又は退任する委員等にあつては、当該年度における在職日数に応じて算定した額とする。

2 前項の場合において、算定したときに生じる10円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(差額の加算)

第4条 前条の規定により算定した委員等の実績報酬の額を合算した額と交付金の額とに差額が生じ

たときは、農業委員会の会長に支給する額に合算するものとする。

(支給時期等)

第5条 実績報酬は、交付金の交付を受けた後、委員等に一括して支給するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 規則第16号

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則(平成29年規則第1号の2)の一部を次のように改正する。

第4条に次の後段を加える。

この場合において、食物アレルギー等の理由により欠食を希望するときは、欠食届を併せて提出するものとする。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、前条の欠食届を提出した場合において、児童、生徒又は園児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を給食費の額とする。

(1) 牛乳の提供を受けることができないとき 前項各号に定める額から牛乳代に相当する額を減じた額

(2) 牛乳以外の学校給食等の提供を受けることができないとき 牛乳代に相当する額

第5条に次の1項を加える。

3 中学校3年生の生徒に係る3月分の給食費は2月分の給食費に含まれるものとし、3月の給食費の徴収は行わない。

第8条を次のように改める。

(給食費の基準額)

第8条 給食1食当たりの基準額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校の児童 260円

(2) 中学校の生徒 280円

(3) 幼稚園の園児 250円

2 前項の規定にかかわらず、第4条の欠食届を提出した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を給食1食当たりの基準額とする。

(1) 牛乳の提供を受けることができないとき 前項各号に定める額から牛乳代に相当する額を減じた額

(2) 牛乳以外の学校給食等の提供を受けることができないとき 牛乳代に相当する額

第9条第1項中「日割計算(算出した額が当該児童、生徒又は園児に係る第5条各号に定める給食費の額を超えるときは、当該児童、生徒又は園児に係る第5条各号に定める額を当該児童、生徒又は園児に係る給食費の額)により徴収するものとする。」を「第8条1項各号又は同条第2項各号の区分に応じ、当該各号に定める基準額に給食を実施した回数に乗じて得た額とする。(以下「調整額」という。)とする。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、調整額が当該児童、生徒又は園児に係る第5条第1項各号に定める給食費の額を超えるときは、当該児童、生徒又は園児に係る第5条第1項各号に定める額を当該児童、生徒又は園児に

係る給食費の額とする。

第9条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第17号

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則

大和高田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則(平成28年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「規定に基づき、市が指定した事業者」を「指定事業者」に改める。

第5条中「対象者は、被保険者(本市)を「対象となる者(以下「対象者」という。))は、被保険者(市)に改め、同条第1号中「前条第1項」を「第3条第1号」に、「概ね」を「おおむね」に改め、同条第2号中「前条第2項」を「第3条第2号」に改める。

第6条に次の2項を加える。

3 市長は、前項の規定により被保険者証に必要事項の記載を受けた者が要介護認定又は要支援認定を受けたときは、その旨を当該被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

4 市長は、第2項の規定により被保険者証に必要事項の記載を受けた者から第1号事業を利用する必要がなくなった旨の申出があったときは、当該被保険者証から同項の規定により記載した事項を削除し、これを返付するものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

規則第18号

大和高田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市公印規則の一部を改正する規則

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表専用公印中

「

9	市長印	専 用 大 和 高 田 市 長 之 印	方21mm	税務に関する証明事務	税務課長
10	市長印	専 用 大 和 高 田 市 長 之 印	方20mm	納税に関する証明事務	収納対策室長

」を

9	市長印	専 用	大 和 高 田 市 長 之 印	税 務 課	方21mm	課税に関する証明、照 会、回答及び通知事務	税務課長
10	市長印	専 用	大 和 高 田 市 長 之 印	収 納 対 策 室	方20mm	納税に関する証明、照 会、回答及び通知事務 並びに滞納処分(督 促、催告及び財産調査 を含む。)に関する事 務	収納対策 室長

」に改める。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

訓 令

訓令第2号

大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱

(目的)

第1条 この訓令は、公用車に設置するドライブレコーダーの適正な管理運用及び記録データの適切な取扱いについて必要な事項を定めることにより、交通事故その他の公用車の運行に関するトラブル発生時(以下「トラブル発生時」という。)における責任の明確化及び事務処理の適正化並びに職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 大和高田市公用車管理規程(平成14年訓令第8号。以下「規程」という。)第2条第1項第1号に規定する市が権原を有し、運行の用に供する自動車をいう。
- (2) 共用車 規程第2条第1項第2号に規定する財産管理課が管理し、共用的に使用される公用車をいう。
- (3) 専用車 規程第2条第1項第3号に規定する共用車以外の公用車をいう。
- (4) ドライブレコーダー 車両内に設置し、周囲の映像及び音声を記録するための装置をいう。
- (5) 記録データ ドライブレコーダーによって記録された映像及び音声データをいう。

(個人情報保護)

第3条 ドライブレコーダーの管理運用及び記録データの取扱いについては、大和高田市個人情報保護条例(平成13年6月21日条例第27号)及びこの訓令の定めるところにより、個人情報の保護のための適切な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー及び記録データの統括管理を行うため、統括管理責任者を置くものとし、規程第4条第1項に規定する統括管理者をもって充てる。

2 統括管理責任者は、ドライブレコーダー及び記録データの取扱いに関し、次条に規定する管理責任者及び操作取扱者に適切な指導、助言その他必要な支援を行うものとする。

(管理責任者及び操作取扱者)

第5条 ドライブレコーダー及び記録データの管理を行うため、管理責任者及び操作取扱者を置く。

2 管理責任者は、共用車にあっては規程第4条第3項第1号に定める車両管理者、専用車については規程第4条第3項第2号に定める車両管理者をもって充てる。

3 操作取扱者は、管理責任者に命じられた者をもって充て、管理責任者の指揮監督のもと、ドライブレコーダー及び記録データの管理に係る事務を処理する。

(ドライブレコーダーの設置)

第6条 管理責任者は、専用車にドライブレコーダーを設置しようとするときは、あらかじめ統括管理責任者の承認を得なければならない。

2 ドライブレコーダーを設置した公用車には、背面(後方からの視認を確保することができない場合にあっては、側面)であって外部から視認しやすい場所にドライブレコーダーを設置している旨を表示するものとする。

(ドライブレコーダーの運用)

第7条 記録データは、ドライブレコーダーによる自動上書き又は手動による初期化により消去する。この場合において、当該手動による初期化は、管理責任者又は操作取扱者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者又は操作取扱者は、ドライブレコーダー内の電磁的記録媒体を廃棄するときは、物理的破砕による処理方法により、速やかに記録データを消去しなければならない。

3 ドライブレコーダー又はドライブレコーダー内の電磁的記録媒体を取り外すことができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) トラブル発生時にその状況を確認する必要があるとき 管理責任者、操作取扱者又は運転者

(2) 次条第1項の規定による保存をするとき又は公用車の管理上必要があるとき 管理責任者又は操作取扱者

(記録データの保存)

第8条 管理責任者又は操作取扱者は、第1条に規定する目的を達成するために記録データの確認又は第10条の規定による提供をする場合に限り、統括管理責任者が指定する電子計算機において、ドライブレコーダーから記録データを取り出し、保存することができる。

2 管理責任者又は操作取扱者は、第1項の規定による記録データの保存及び確認に際し、その状況を記録データ取扱簿(様式第1号)に記載するものとする。

(保存した記録データの保護措置)

第9条 前条第1項の規定により取り出した記録データは、統括管理責任者が指定する電子計算機に保存し、管理責任者又は操作取扱者が管理するものとする。

2 保存した記録データの複製は、統括管理責任者が指定する電子計算機において、操作取扱者が行うものとする。

3 操作取扱者は、第9条第1項の規定により保存した記録データの消去及び同条第2項の規定により保存した記録データの複製に際し、その状況を記録データ取扱簿(様式第1号)に記載するものとする。

4 前2項に規定するもののほか、管理責任者は、保存した記録データが漏えい、滅失、損傷、改ざん及び不正に利用されないよう安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保存した記録データの提供)

第10条 保存した記録データは、次の各号のいずれかに該当する場合であって保存した記録データに含まれる個人情報の本人又は本人以外の者の権利利益を不当に侵害することがないと認められるときを除き、提供してはならない。

(1) トラブル発生時の状況及び原因を明らかにするため、検察官、検察事務官若しくは司法警

察職員(以下「捜査機関」という。)若しくは裁判所又は保険会社に提供するとき。

(2) トラブル発生時の状況及び原因を明らかにするため、当該トラブルの当事者又は当事者から委任を受けた代理人から提供を求められたとき。

(3) 大和高田市個人情報保護条例第9条第1項の規定により提供するとき。

2 管理責任者又は操作取扱者は、保存した記録データを前項の規定により提供するときは、提供の範囲を必要最小限にとどめるとともに、次に掲げる事項を規定した同意書(様式第2号)の提出を求めなければならない。

(1) 保存した記録データを適正に管理すること。

(2) 保存した記録データの目的外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 保存した記録データの複製を無断で行わないこと。

(4) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、適切な処理方法により速やかにデータの消去を行うこと。

3 管理責任者又は操作取扱者は、前2項の規定による保存した記録データの提供又は複製許可に際し、その状況を記録データ取扱簿に記載するものとする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に公用車に設置してあるドライブレコーダーの管理運用及び記録データの取扱いについては、この訓令の規定を適用する。

### 訓令第3号

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令

大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2 財務部の項第1号中ク及びケを削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 収納対策室長の専決事項

ア 市税の滞納処分の決定に関する事。

イ 差押の解除に関する事。

ウ 市税の滞納処分の執行停止に関する事。

エ 市税の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収の決定に関する事。

オ 市税の延滞金の減免に関する事。

カ 市税の徴収及び督促に関する事。

キ 収納対策室設置規則(平成14年規則第35号)第4条に規定する収納対策室のスタッフが属する課の市税及び税外収入の徴収の指導及び助言に関する事。

別表第2の2 財務部の項に次のように加える。

(6) 収納対策室課長の専決事項

ア 市税に係る督促状その他の市税徴収に関する書類の送達に関する事。

イ 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事。

ウ 納税思想の普及、啓発及び広報に関する事。

エ 市税の徴収嘱託及び受託徴収に関する事。

オ 市税の滞納処分に係る調査等に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

### 訓令第5号

平成31年度大和高田市児童家庭相談システム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成31年4月15日

大和高田市長 吉田 誠克

平成31年度大和高田市児童家庭相談システム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成31年度大和高田市児童家庭相談システム構築業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、平成31年度大和高田市児童家庭相談システム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員6名以内をもって組織する。

2 委員長は、福祉部長をもってこれに充てる。

3 副委員長は、児童福祉課長をもってこれに充てる。

4 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 企画広報課長
- (2) 法務情報課長
- (3) 児童福祉課職員

5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為

をしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部児童福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

**告 示**

**告示第33号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第13号)
- 2 平成30年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,699,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

**第1表 歳入歳出予算補正**

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		119,000	△3,200	115,800
	1. 地方揮発油譲与税	32,000	1,400	33,400
	2. 自動車重量譲与税	87,000	△4,600	82,400
4. 配当割交付金		80,000	△23,300	56,700

	1. 配当割交付金	80,000	△23,300	56,700
5. 株式等譲渡所得割交付金		67,000	△21,500	45,500
	1. 株式等譲渡所得割交付金	67,000	△21,500	45,500
6. 地方消費税交付金		1,051,000	△5,400	1,045,600
	1. 地方消費税交付金	1,051,000	△5,400	1,045,600
8. 地方特例交付金		37,000	1,000	38,000
	1. 地方特例交付金	37,000	1,000	38,000
9. 地方交付税		7,180,000	△132,500	7,047,500
	1. 地方交付税	7,180,000	△132,500	7,047,500
13. 国庫支出金		4,333,724	△32,585	4,301,139
	1. 国庫負担金	3,963,733	△31,400	3,932,333
	2. 国庫補助金	339,060	△1,185	337,875
14. 県支出金		1,528,099	△7,626	1,520,473
	1. 県負担金	1,129,181	△126	1,129,055
	2. 県補助金	289,670	△7,500	282,170
16. 寄附金		31,200	640	31,840
	1. 寄附金	31,200	640	31,840
19. 諸収入		356,216	25,771	381,987
	1. 延滞金加算金及び過料	12,000	15,000	27,000
	4. 雑入	340,786	10,771	351,557
20. 市債		1,916,000	△63,800	1,852,200
	1. 市債	1,916,000	△63,800	1,852,200
補正されなかった科目に係る額		10,262,461	0	10,262,461

歳入合計	26,961,700	△262,500	26,699,200
------	------------	----------	------------

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,293,969	△39,486	3,254,483
	1. 総務管理費	2,803,216	△36,486	2,766,730
	2. 徴税費	293,141	△3,000	290,141
3. 民生費		11,284,557	△83,477	11,201,080
	1. 社会福祉費	5,214,616	△23,000	5,191,616
	2. 児童福祉費	3,188,799	△40,477	3,148,322
	3. 生活保護費	2,880,838	△20,000	2,860,838
4. 衛生費		2,854,380	△25,946	2,828,434
	1. 保健衛生費	1,052,967	△13,762	1,039,205
	2. 清掃費	1,801,413	△12,184	1,789,229
5. 労働費		21,021	△2,600	18,421
	1. 労働諸費	21,021	△2,600	18,421
7. 商工費		116,942	△14,000	102,942
	1. 商工費	116,942	△14,000	102,942
8. 土木費		1,708,532	△4,700	1,703,832
	1. 土木管理費	373,840	△2,700	371,140
	4. 都市計画費	1,027,602	△2,000	1,025,602
10. 教育費		3,744,106	△78,691	3,665,415
	1. 教育総務費	446,019	△13,900	432,119
	2. 小学校費	1,162,674	△6,930	1,155,744

	3. 中学校費	547,321	△57,861	489,460
12. 公債費		2,468,632	△13,600	2,455,032
	1. 公債費	2,468,632	△13,600	2,455,032
補正されなかった科目に係る額		1,469,561	0	1,469,561
歳 出 合 計		26,961,700	△262,500	26,699,200

1 変 更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校 空調設 備設置 等事業	千円  174,100	(借入方法)  普通貸借 又は 証券発行 の方 法による。	%  3.0  以内  (ただし、 利率見 直し方式 で 借入れる 場合につ いて、 利率の見 直しを行 った後 において は、 当該見 直し後の 利率)	政府資 金に ついては、 そ の融資条 件に より、銀行 そ の他の場 合にはその 債権者 と協定す るも のによる。  ただし、 市 財政の都 合に より据置 期間 及び償還 期間 を短縮し、 又 は繰上償 還も しくは低 利に 借換えす ること ができる。	千円  170,800	(借入方法)  普通貸借 又は 証券発行 の方 法による。	%  3.0  以内  (ただし、 利率見 直し方式 で 借入れる 場合につ いて、 利率の見 直しを行 った後 において は、 当該見 直し後の 利率)	政府資 金に ついては、 そ の融資条 件に より、銀行 そ の他の場 合にはその 債権者 と協定す るも のによる。  ただし、 市 財政の都 合に より据置 期間 及び償還 期間 を短縮し、 又 は繰上償 還も しくは低 利に 借換えす ること ができる。

小学校空調設備整備事業	8,800	〃	〃	〃	5,700	〃	〃	〃
小学校校舎除却事業	195,800	〃	〃	〃	178,800	〃	〃	〃
中学校空調設備設置等事業	125,800	〃	〃	〃	121,000	〃	〃	〃
中学校空調設備整備事業	4,600	〃	〃	〃	3,200	〃	〃	〃
臨時財政対策債	853,000	〃	〃	〃	828,700	〃	〃	〃

2 廃止

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円  9,900	(借入方法)  普通貸借又は証券発行の方法による。	%  3.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都	千円  —	(借入方法)  —	%  —	—

			直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	合に より据 置期間 及び償 還期間 を短縮 し、又 は繰上 償還も しくは 低利に 借換え するこ とができ る。				
--	--	--	---	--	--	--	--	--

平成30年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。  
(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

第1表 歳出予算補正  
(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,493,912	0	5,493,912
	1. 給付諸費	5,493,912	0	5,493,912
補正されなかった科目に係る額		807,822	0	807,822
歳 出 合 計		6,301,734	0	6,301,734

告示第36号

大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する告示  
大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱(平成23年告示第54号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「10分の11」を「1000分の1155(ただし、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については870分の990とする。)」に改める。

第3条、第4条第1項及び第6条中「一部負担金の減免等」を「減免等」に改める。

第7条第1項中「前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し」を「規則第5条第2項の規

定による調査（以下「調査」という。）を行う場合であつて」に、「法第113条の規定に基づき」を「法第113条及び第113条の2の規定により」に改め、同条第2項中「前項の規定による調査」を「調査」に改める。

第8条第1項中「前条の規定による調査をし、減免等の承認又は不承認を決定し、規則第5条第2項に規定する通知書により申請者に通知するとともに、承認を受けた申請者には」を「規則第5条第2項の規定による減免等の承認を受けた申請者に対し、」に改め、「以下「証明書」という。）を」の次に「同項に規定する通知書と」を加え、同条第2項中「市長は、証明書を」を「前項の証明書は、」に改める。

第10条第1項中「一部負担金の減免等」を「減免等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の規定は、平成30年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第3号の規定は、平成30年10月1日（以下「適用日」という。）以後の入院療養に係る一部負担金について適用し、適用日前における入院療養に係る一部負担金については、なお従前の例による。

### 告示第37号

大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「設置等に関する事」を「設置等に関する事務のうち、次に掲げる事項の承認に関する事」に改め、同号イ中「介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定及び変更」を「センターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更」に改め、同号ウ中「設置者が同時に予防給付のサービス提供事業者又は居宅介護支援事業者となる場合の事業の実施の承認」を「業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施」に改め、同号エ中「予防給付に係るマネジメント業務を委託する居宅介護支援事業所」を「第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定介護予防支援事業所」に改め、同号に次のように加える。

オ その他協議会がセンターの公正性及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

第2条第1項第2号中「センター運営の評価」を「センターの行う業務に係る方針」に改め、同項第3号から第5号までを次のように改める。

（3） センターの事業内容等の点検及び評価に関する事。

（4） センターの職員の確保に関する事。

（5） その他の地域包括ケアに関する事。

第2条第2項中「前項第2号に規定するセンターの運営」を「前項第3号」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

第3条第2項中「次に掲げるもの」を「次に掲げる者」に改める。

第4条第1項中「任期は、」を「任期は」に改め、同条第2項中「補欠」の次に「の」を加える。

第5条第4項中「あるとき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

第6条第2項中「協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を」を「会議は、委員の過半数の出席がなければ」に改め、同条第3項中「協議会」を「会議」に、「過半数で」を「過半数をもって」に改め、同条第4項中「会長」を「協議会」に改め、同条第5項中「協議会は」を「会議は、非公開とし」に改める。

第9条中「保健部」を「保健部地域包括支援課」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### 告示第42号

大和高田市自転車駐車場条例(平成5年条例第18号)に定める使用料の収納に関する事務及び大和高田市自動車駐車場条例(平成8年条例第24号)に定める使用料の収納に関する事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示します。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 収納の事務を委託した者の住所、氏名

奈良県大和高田市池田418番地の1  
社団法人 大和高田市シルバー人材センター

2. 委託した事務の範囲

- (1) JR高田駅西側駐車場に係る使用料の収納
- (2) サイクルポート近鉄高田北に係る使用料の収納
- (3) サイクルポート近鉄高田南に係る使用料の収納
- (4) サイクルポートJR高田に係る使用料の収納
- (5) サイクルポートJR高田西に係る使用料の収納
- (6) サイクルポート高田市駅に係る使用料の収納
- (7) サイクルポート松塚駅に係る使用料の収納
- (8) サイクルポート浮孔に係る使用料の収納

3. 期 間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4. 収納の方法

口頭、掲示及び自動管理機器による収納

#### 告示第43号

歳入の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項及び第158条の2第6項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項並びに子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第8条第1項の規定により告示する。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 委託事務の範囲

市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医

療保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料、し尿汲み取り手数料及び学校給食費

2 受託する者の名称及び所在地

株式会社南都銀行	奈良県奈良市橋本町16番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セコマ	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブニーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 指定代理納付者の名称及び所在地

名 称	所在地
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

軽自動車税（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

告示第45号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自 転	原 動	自 転	原 動	自 転	原 動	自 転	原 動	自 転	原 動

	車	機付 自転車								
平成31年3月13日	3									
平成31年3月14日	3	1	2							
平成31年3月19日		1								
平成31年3月22日	2									
平成31年3月29日							1			

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成31年3月12日	道路	大和高田市大字礪野地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第46号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 委託先

東京都千代田区一番町25番地

地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦

2 委託した事務の範囲

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付に係る住民票の写しの交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料及び市民税の課税に関する証明書交付手数料の収納

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

**告示第47号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第13条第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 指定代理納付者の名称及び所在地

名称	所在地
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社イーコンテクト	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5-7 デジタルゲートビル5F

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金(インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)

3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

ヤフー株式会社 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

株式会社イーコンテクト 平成31年4月1日から平成31年9月30日まで

**告示第53号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)第3条の規定により、次のとおり公表します。

平成31年4月5日

大和高田市長 吉田 誠克

閲覧者氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理者名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
金融広報中央委員会	「家計の金融行動に関する世論調査」の調査対象者を抽出	平成30年4月10日	昭和町、三和町の20歳以上の男女
NHK放送文化研究所	「6月全国個人視聴率調査」の調査対象者を抽出	平成30年4月10日	大字市場の7歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室	「生涯学習に関する世論調査」の調査対象者を抽出	平成30年6月5日	土庫1丁目・2丁目の満18歳以上の日本人男女
(株)野村総合研究所	「日常生活に関するアンケート」の調査対象者を抽出	平成30年6月21日	神楽1丁目、大字神楽の満15歳以上79歳以下の日本人男

			女
内閣府大臣官房政府広報室	「子供の性被害防止対策に関する世論調査」の調査対象者を抽出	平成30年6月26日	土庫2丁目の満18歳以上の日本人男女
NHK報道局選挙プロジェクト	「地域の暮らしに関する意識調査」の調査対象者を抽出	平成30年7月19日	日之出東本町の満18歳以上の日本人男女
(株)時事通信社	「住民意識調査」の調査対象者を抽出	平成30年8月2日	大字有井の満20歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「食と農林漁業に関する世論調査」の調査対象者を抽出	平成30年8月3日	内本町、南本町の満18歳以上の日本人男女
NHK放送文化研究所	「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」の調査対象者を抽出	平成30年8月23日	大字勝目、大字出の満20歳以上の日本人男女
消費者庁	「平成30年度消費者意識基本調査」の調査対象者を抽出	平成30年10月10日	東中1丁目の15歳以上の日本人男女
NHK放送文化研究所	「11月全国個人視聴率調査」の調査対象者を抽出	平成30年10月17日	礪野北町の7歳以上の男女
国土交通省土地・建設産業局企画課	「平成30年度土地問題に関する国民の意識調査」の調査対象者を抽出	平成30年11月27日	大字築山の満20歳以上の日本人男女
金融広報中央委員会	「家計の金融行動に関する世論調査」の調査対象者を抽出	平成31年3月12日	大字吉井、大字根成柿の20歳以上の男女

平成30年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年4月15日

大和高田市長 吉田 誠克

1. この納入通知書の発送年月日

平成30年7月9日

2. 送達を受けるべき者

番号	納税義務者の住所	納税義務者	通知書番号
1	昭和町8番14-305号 朝日プラザイーストウイング	山岡 里菜	45550

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**告示第56号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成31年4月15日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成31年7月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成31年1月1日から平成31年1月31日までの間

**告示第57号**

平成30年度市県民税第1期から第4期までの督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年4月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年度市県民税第1期 平成30年7月31日

平成30年度市県民税第2期 平成30年9月26日

平成30年度市県民税第3期 平成30年11月26日

平成30年度市県民税第4期 平成31年1月24日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第58号

平成30年度国民健康保険税第1期から第7期までの督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年4月19日

大和高田市長 吉田 誠克

#### 1 この通知の発送年月日

平成30年度国民健康保険税第1期	平成30年8月23日
平成30年度国民健康保険税第2期	平成30年9月25日
平成30年度国民健康保険税第3期	平成30年10月24日
平成30年度国民健康保険税第4期	平成30年11月22日
平成30年度国民健康保険税第5期	平成30年12月21日
平成30年度国民健康保険税第6期	平成31年1月23日
平成30年度国民健康保険税第7期	平成31年2月22日

#### 2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

## 公 告

### 公告第22号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年4月11日

大和高田市長 吉田 誠克

### 公告第23号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年4月11日

大和高田市長 吉田 誠克

### 公告第24号

#### 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告

します。

平成31年4月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	大和高田市緑の基本計画策定業務委託
2 履行場所	大和高田市 全域
3 履行期間	契約締結日から平成33年3月22日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（「造園」又は「都市計画及び地方計画」部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成21年4月1日以降に「緑の基本計画」（改定の計画を含む。）策定業務における管理技術者又は担当技術者として従事した技術者を配置できる者であること。</p> <p>(3) 空間情報総括監理技術者の有資格者を配置できる者であること。なお、(2)(3)に規定する技術者は兼ねることができるものとする。</p> <p>(4) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 5の(2)に掲げる管理技術者又は担当技術者の配置予定者の平成21年4月1日以降における同種業務の実績を証明できるもの（テクリス技術者情報の印刷等）</p> <p>③ 5の(3)に掲げる資格者証の写し</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成31年4月22日（月）から平成31年5月7日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成31年4月22日(月)から平成31年5月7日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年5月20日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成31年5月21日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年5月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成31年5月24日（金）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥12,710,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第25号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年4月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	本郷大中線行政代執行計画検討及び執行支援業務委託
2 履行場所	大和高田市 南本町 地内
3 履行期間	契約締結日から平成32年3月23日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の補償コンサルタントの「物件」かつ「補償関連」部門に登録している者で、平成26年4月1日以降にあること。 (2) 補償業務管理士の有資格者を主任担当者として配置できる者であること。

	<p>(3) 平成26年4月1日以降に建物における行政代執行又は直接施行の業務経験を有する者を配置技術者として配置できる者であること。          なお、この配置技術者は(2)に規定する主任担当者を兼ねることができるものとする。</p> <p>(4) 奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</li> <li>② 5の(2)に掲げる資格者証の写し</li> <li>③ 5の(3)に掲げる配置予定技術者の平成26年4月1日以降における同種業務の実績を証明できるもの(テクリス技術者情報の印刷等)</li> <li>④ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間          平成31年4月22日(月)から平成31年5月7日(火)まで。          ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間          午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所          大和高田市大中100番地1          大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日          提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知          参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	<p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成31年4月22日(月)から平成31年5月7日(火)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年5月20日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成31年5月21日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年5月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成31年5月24日(金)午前11時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥7,230,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第26号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年4月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	大和高田市橋梁定期点検業務委託（その1）
2 履行場所	大和高田市 市内一円
3 履行期間	契約締結日から平成32年2月28日（金）まで
4 業務内容	橋梁定期点検（28橋） ※入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。 (2) 平成26年4月1日以降において、官公庁発注の橋梁点検業務を元請けで1件あたり1,000万円以上の履行実績を有する者であること。 (3) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当す

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>る者でないこと。</p> <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 平成26年4月1日以降における橋梁点検業務の契約書の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成31年4月22日(月)から平成31年5月7日(火)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成31年4月22日(月)から平成31年5月7日(火)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年5月20日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成31年5月21日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年5月23日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成31年5月24日（金）午後1時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥6,260,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第27号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年4月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	大和高田市橋梁定期点検業務委託（その2）
2 履行場所	大和高田市 市内一円
3 履行期間	契約締結日から平成32年2月28日（金）まで
4 業務内容	橋梁定期点検（28橋） ※入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成26年4月1日以降において、官公庁発注の橋梁点検業務を元請けで1件あたり1,000万円以上の履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 平成26年4月1日以降における橋梁点検業務の契約書の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成31年4月22日（月）から平成31年5月7日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成31年4月22日(月)から平成31年5月7日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年5月20日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成31年5月21日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年5月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市</p>

	契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成31年5月24日（金）午後2時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥5,830,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**教育委員会**

**教育委員会規則第1号**

学校教育法施行細則及び大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

学校教育法施行細則及び大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
 （学校教育法施行細則の一部改正）

第1条 学校教育法施行細則（昭和57年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

（大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第2条 大和高田市立学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「翌学年始め」を「翌学年初め」に改め、同条第2項中「道徳」を「特別の教科である道徳、外国語活動」に改める。

第12条中「次のもの」を「次に掲げるもの」に改め、同条第2号中「道徳」を「特別の教科で

ある道徳」に改める。

第13条中「次のもの」を「次に掲げるもの」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(主幹教諭)

第24条の2 学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

3 主幹教諭が担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。

第25条第1項ただし書、第26条第1項ただし書及び第27条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

第31条第1項中「置くことができる」を「置く」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

第48条(見出しを含む。)中「終了式」を「修了式」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。



平成31年4月16日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

- 1 日時  
平成31年4月23日(火) 午後2時00分
- 2 場所  
市役所4階 委員会室
- 3 議案  
第1号 平成31年度大和高田スカウト運動育成協会 感謝状授与について  
第2号 後援願いについて  
第3号 その他

**選挙管理委員会****選挙管理委員会告示第27号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年4月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 日時  
平成31年4月7日(日) 午前 6時30分
- 2 場所  
大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案  
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 選挙当日の有権者数について  
第3号 その他

**選挙管理委員会告示第28号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年4月5日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 日時  
平成31年4月13日(土) 午前 9時00分
- 2 場所  
大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案  
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について  
第3号 その他

**選挙管理委員会告示第29号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第4項、第5項、第8項及び第10項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画は6区画とする。設置完了日は、平成31年4月13日とし、

掲示できる日は次のとおりである。

平成31年4月13日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 掲示のできる日

平成31年4月14日

2 設置場所

別紙のとおり

**選挙管理委員会告示第30号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項、第5項、第8項及び第10項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画は30区画とする。設置完了日は、平成31年4月13日とし、掲示できる日は次のとおりである。

平成31年4月13日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 掲示のできる日

平成31年4月14日

2 設置場所

別紙のとおり

**選挙管理委員会告示第31号**

平成31年4月13日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第15項に規定する当該選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する当該選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年4月13日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

3分の1の数	18,861人
6分の1の数	9,431人
50分の1の数	1,132人

**選挙管理委員会告示第32号**

大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙を次のように執行する。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 選挙の日

平成31年4月21日

2 選挙すべき議員数

17人

**選挙管理委員会告示第33号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選

挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動用の支出制限額を次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 大和高田市長選挙  
候補者1名につき 7,683,300円
- 2 大和高田市議会議員選挙  
候補者1名につき 3,867,600円

#### 選挙管理委員会告示第34号

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙に使用する投票用紙の色を、次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 大和高田市長選挙  
白色の用紙に黒色の印刷
- 2 選挙管理委員会の印  
刷り込み

#### 選挙管理委員会告示第35号

平成31年4月21日執行予定の大和高田市議会議員選挙に使用する投票用紙の色を、次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 大和高田市議会議員選挙  
うぐいす色の用紙に黒色の印刷
- 2 選挙管理委員会の印  
刷り込み

#### 選挙管理委員会告示第36号

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙に使用する政治活動用ポスターの証紙は、次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 地色 銀色
- 2 模様の色 水色
- 3 文字の色 黒色
- 4 大きさ 縦25mm 横35mm

#### 選挙管理委員会告示第37号

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条の2の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 日時

平成31年4月14日(日) 午後5時15分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 4階 合同委員会室

**選挙管理委員会告示第38号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和53年大和高田市条例第46号)第2号の規定による選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年4月14日(日) 午後5時30分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 4階 合同委員会室

**選挙管理委員会告示第39号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定により大和高田市期日前投票所を次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 期日前投票所の場所

大和高田市大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室

2 期日前投票所を設ける期間

平成31年4月15日から平成31年4月20日まで

**選挙管理委員会告示第40号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を別紙のとおり選任する。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

**選挙管理委員会告示第41号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 不在者投票所

大和高田市大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室

**選挙管理委員会告示第42号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票所は、別紙の場所に設ける。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

**選挙管理委員会告示第43号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

**選挙管理委員会告示第44号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項及び第78条の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

## 1 日時

平成31年4月21日(日) 午後9時00分

## 2 場所

大和高田市幸町11番14号

大和高田市立総合体育館

**選挙管理委員会告示第45号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、開票の事務は選挙会場において選挙会の事務とあわせて行う。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

**選挙管理委員会告示第46号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

## 1 投票の順序

(1) 大和高田市長選挙

(2) 大和高田市議会議員選挙

## 2 開票の順序

大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙を同時に行う。

**選挙管理委員会告示第47号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成31年4月14日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 大和高田市長選挙

(1) 選挙長 住所 奈良県大和高田市大字池田159・160番地

氏名 松村 恵由

(2) 選挙長職務代理者 住所 奈良県大和高田市土庫2丁目6番7号

氏名 藤井 義雄

2 大和高田市議会議員選挙

(1) 選挙長 住所 奈良県大和高田市大字池田159・160番地

氏名 松村 恵由

(2) 選挙長職務代理者 住所 奈良県大和高田市土庫2丁目6番7号

氏名 藤井 義雄

---

**選挙管理委員会告示第48号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年4月15日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年4月21日(日) 午前 6時30分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙当日の有権者数について

第3号 その他

---

**選挙管理委員会告示第49号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年4月15日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年4月22日(月) 午前 9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案

第1号 大和高田市長選挙の当選者について

第2号 大和高田市議会議員選挙の当選者について

第3号 その他

---

**選挙管理委員会告示第50号**

平成31年4月21日執行の大和高田市長選挙において、次の者が当選しました。

平成31年4月22日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 住所 大和高田市日之出町16番33-501号 コスモ大和高田  
2 氏名 堀内 大造

### 選挙管理委員会告示第51号

平成31年4月21日執行の大和高田市議会議員選挙において、別紙の者が当選しました。

平成31年4月22日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 当選人の氏名及び住所は別紙のとおり

### 選挙長告示第1号

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長印を次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市長選挙  
大和高田市議会議員選挙  
選挙長 松村 恵由

大和高田市公職選挙事務執行規程第2条の5に定める印とする。

### 選挙長告示第2号

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長の事務取扱場所を次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市長選挙  
大和高田市議会議員選挙  
選挙長 松村 恵由

- 1 選挙期日の告示日  
大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 4階 合同委員会室
- 2 告示日の翌日以降  
大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

### 選挙長告示第3号

平成31年4月7日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市長選挙  
大和高田市議会議員選挙  
選挙長 松村 恵由

- 1 日時  
平成31年4月18日(木) 午後5時30分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 4階 合同委員会室

**選挙長告示第4号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙において候補者として届出のあった者は、次のとおり定める。

平成31年4月14日

大和高田市長選挙  
大和高田市議会議員選挙  
選挙長 松村 恵由

- 1 大和高田市長選挙  
別紙のとおり
- 2 大和高田市議会議員選挙  
別紙のとおり

**選挙長告示第5号**

平成31年4月21日執行予定の大和高田市長選挙において、届出のあった候補者の数が選挙すべき人員の数を超えないので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わない。

平成31年4月14日

大和高田市長選挙  
選挙長 松村 恵由

**農業委員会**

**農業委員会告示第3号**

平成31年第4回大和高田市農業委員会の会議を次のとおり招集する。

平成31年3月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

- 1 日時  
平成31年4月10日(水) 午後3時
- 2 場所  
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議案
  - 第1号 農地法第5条規定による申請の件
  - 第2号 農地法第18条第6項について通知の件
  - 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
  - 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項による農用地利用配分計画について
  - 第5号 その他

**農業委員会告示第4号**

平成31年第5回大和高田市農業委員会の会議を次のとおり招集する。

平成31年4月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

- 1 日時  
令和元年5月10日(金)午後3時
- 2 場所  
大和高田市役所 3階東会議室
- 3 議案
  - 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
  - 第2号 農地法第5条規定による申請の件
  - 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
  - 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項による農用地利用配分計画について
  - 第5号 その他

**公営企業**

**上下水道事業告示第3号**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月1日

(上下水道事業管理者)  
大和高田市長 吉田 誠克

- 1 委託を受けた者  
株式会社 タカダ 奈良営業所
- 2 委託期間  
平成31年4月1日から平成31年9月30日まで

**上下水道事業告示第4号**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月1日

(上下水道事業管理者)  
大和高田市長 吉田 誠克

- 1 委託を受けた者  
弁護士法人 館野法律事務所
- 2 委託期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

**上下水道事業告示第5号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成31年4月1日

(上下水道事業管理者)  
大和高田市長 吉田 誠克

1 事業者名 (株)カトウ電器 中田住設	2 代表者名 加藤 秀規 中田 光彦	3 所在地 奈良県五條市田園四丁目2-4 奈良県五條市田園二丁目36-9
----------------------------	--------------------------	--

上下水道事業公告第4号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成31年4月19日

(上下水道事業管理者)  
大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高5枝東中2丁目地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)・配水管布設替工事(S03)
2 工事場所	大和高田市 東中2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から平成32年2月29日(土)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成30年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者)を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を</p>

	<p>(1) の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成31年4月22日（月）から平成31年4月26日（金）まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成31年5月8日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成31年4月22日（月）から平成31年5月10日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年5月28日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成31年5月29日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年5月30日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>

	<p>〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成31年5月31日（金）午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
1 6 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p>
1 7 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
1 8 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
1 9 最低制限比較価格	<p>¥85,920,000-（消費税等抜き）</p>
2 0 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 1 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 2 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第5号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年4月19日

（上下水道事業管理者）  
大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高4枝礪野北町地内管渠工事(13)・給配水管移設工事 (G13)
2 工事場所	大和高田市 礪野北町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年10月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成31年4月22日（月）から平成31年4月26日（金）まで。</p>

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成31年5月8日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成31年4月22日(月)から平成31年5月10日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年5月28日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成31年5月29日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年5月30日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に</p>

	係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成31年5月31日（金）午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥13,990,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第6号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年4月19日

（上下水道事業管理者）  
 大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	配水管布設替工事（S02）
2 工事場所	大和高田市 大中 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年9月30日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水

	<p>道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者及び石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成31年4月22日(月)から平成31年4月26日(金)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成31年5月7日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を</p>

	<p>送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成31年4月22日(月)から平成31年4月26日(金)まで。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年5月20日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成31年5月21日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年5月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成31年5月24日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥15,200,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。